

後期高齢者医療制度についての大事なお知らせ

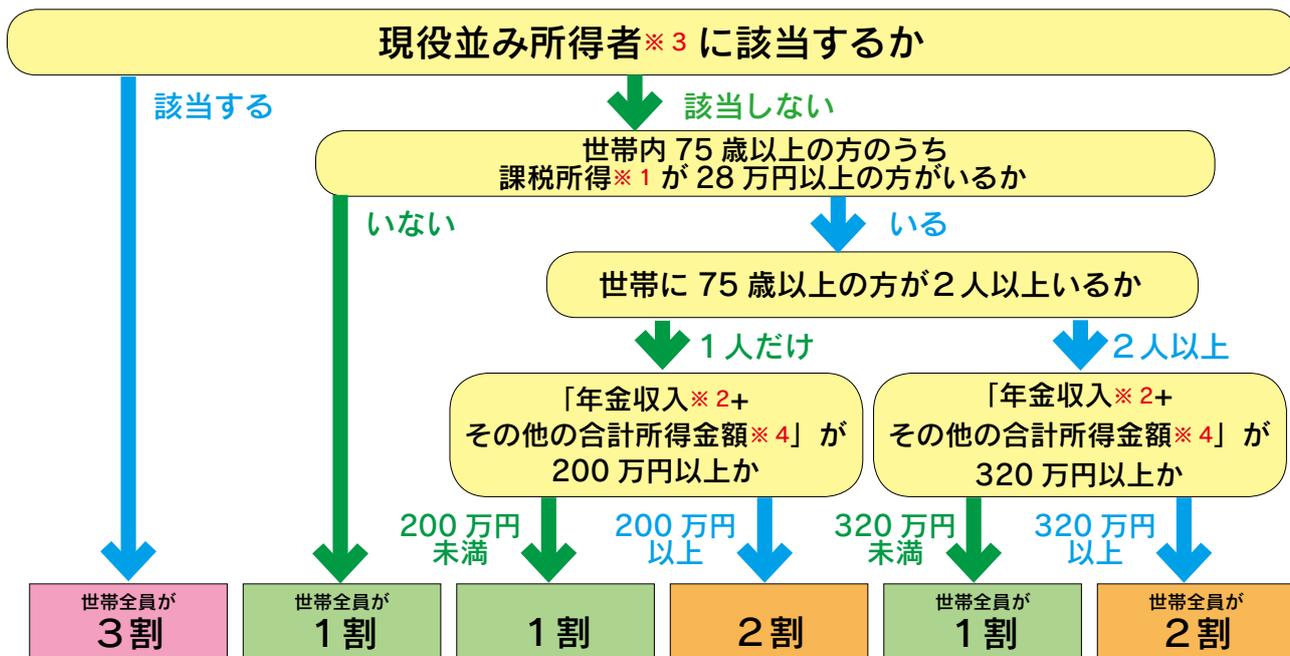
一定以上の所得のある方の医療費の窓口負担割合が変わります

☎ 桂川町保険環境課 医療介護保険係 ☎ 0948-65-1097

2022年(令和4年)10月1日から、一定以上の所得のある方は、窓口負担割合3割の方を除き、医療費の窓口負担割合が1割から2割になります。

窓口負担割合が2割となるかどうかは、主に以下の流れで判定します

※ 2021年中の所得をもとに、2022年8月頃から判定が可能になり、9月下旬に被保険者全員に被保険者証を送ります



- ※1 「課税所得」とは住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)等を差し引いた後の金額)です。
- ※2 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。
- ※3 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の方。
- ※4 「その他の合計所得金額」とは事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことで。

窓口負担割合が2割となる方には、後日差額をお返しします

- 2022年10月1日の施行後3年間(2025年9月30日まで)は、2割負担となる方について、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます。(入院の医療費は対象外)※5

- 払い戻しとなる方は、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。

※5 同一の医療機関での受診については、上限額以上窓口で支払わなくてよい取扱い。そうでない場合は、1か月の負担増を3,000円までに抑えるために差額を払い戻し。

例：1か月の医療費全体額が50,000円の場合

窓口負担割合1割のとき①	5,000円
窓口負担割合2割のとき②	10,000円
負担増③(②-①)	5,000円
窓口負担増の上限④	3,000円
払い戻し等⑤(③-④)	2,000円

2割負担となる方で高額医療費の口座が登録されていない方には、広域連合から申請書を郵送します

申請書がお手元に届いたら、申請書の記載の内容に沿って、口座の登録をお願いします。

ご注意ください

厚生労働省や地方自治体が、キャッシュカード、通帳等をお預かりすることは絶対にありません。不審な電話があったときは、最寄りの警察署や警察相談専用電話(#9110)、または消費生活センター(188)にお問い合わせください。